

令和8年第6回三郷市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和8年6月25日（木） 午後1時30分から3時40分
2. 開催場所 農業委員会議室（7階）
3. 議長 岡庭 丈夫（会長）
4. 出席委員（18人）

席次	氏 名	出欠	席次	氏 名	出欠
1	岡庭 早苗	出	10	石井 昌明	出
2	宮田 正久	出	11	恩田 純男	出
3	牧野 和美	出	12	戸邊 勲	出
4	秋谷 直邦	出	13	大熊 陽子	出
5	島根 至代	出	14	岡庭 丈夫	出
6	江川 直美	出	推進	中村 清隆	出
7	染谷 義人	出	推進	吉野 善一郎	出
8	大久保貴章	出	推進	鈴木 敏弘	出
9	島根 幸一	出	推進	藤田 裕衛	出

5. 議事日程

- 第1 開会宣告
- 第2 会長挨拶
- 第3 会議録署名委員の指名
- 第4 報告第 1号 農地改良届出について
報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について（相続）
報告第 3号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について
報告第 4号 証明書の発行状況について
- 第5 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可を承認することについて
議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について意見を求める件
議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件
議案第 4号 生産緑地の取得のあっせんについて
- 第6 その他
 - （1） 審議会、協議会の報告について
 - （2） その他
- 第7 閉会宣告

6. 農業委員会事務局職員（会議書記）

事務局長 鈴木 智久
 次 長 湯浅 和行
 係 長 奥村 正幸

7. 会議の概要

戸邊 会長職務代理	委員の皆様、こんにちは。ただいまから、令和8年6月農業委員会総会の開催に当たりまして、岡庭会長より開会宣言及びご挨拶をお願いいたします。
会長 (以下議長)	(開会の宣言及び開会の挨拶)
議長	本日の出席委員は、全委員の出席でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。 それでは、会議規則第13条第2項の規定により署名委員の指名をいたします。 7番 染谷義人委員、9番 島根幸一委員、お願いいたします。 (本人承諾の返事)
議長	それでは、次第に従いまして、順次進めてまいりたいと思います。 まず、報告事項の朗読を事務局をお願いいたします。
事務局	(報告事項読み上げ)
議長	ありがとうございます。 報告事項につきましてはお目通しをいただきまして、何かございましたら事務局までお願いをいたします。
議長	続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の許可を承認することについて」を上程いたします。 それでは、議案第1号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。
事務局	それでは、事務局よりご説明します。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の許可を承認することについて」でございます。 1番、譲受人、住所・氏名「〇〇・〇〇」譲渡人、住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「上彦名〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請理由「贈与」、経営面積「〇〇㎡」でございます。 なお、こちらの案件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。 以上です。
議長	ありがとうございます。

宮田委員

この案件は宮田委員の担当でございます。宮田委員に内容説明お願いいたします。

それでは、ただいまから議案第1号1番の説明をいたします。
申請人の住所、氏名、土地の表示、理由、経営面積は事務局からの説明どおりのため省略いたします。

(申請地・作付計画について説明)

(譲受人について説明)

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。
ただいま議案第1号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。
採決をいたします。
議案第1号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。
採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり、承認をいたします。

1 番 贈与 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第2号の上程前にビデオ上映に入りますので、事務局で準備をお願いいたします。

【議案第2号に係る申請地のビデオ上映】

議長

それでは、再開をいたします。
続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。
なお、今月内容調査会を行った案件について報告いたします。
今月は、議案第3号1番、2番、4番、5番につきまして内容調査会を開催

	しております。 それでは、議案第2号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。
事務局	議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について意見を求める件」、1番についてご説明申し上げます。 申請人、住所・氏名「〇〇・〇〇」、土地の表示「半田〇〇番」、地目「田」、外3筆、合計面積「〇〇㎡」、申請目的「中古車置場用地」となります。 以上です。 申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。 よろしくお願いします。
議長	ありがとうございます。 この案件は戸邊代理の担当でございます。戸邊代理に内容説明をお願いいたします。
戸邊 会長職務代理	それでは、議案第2号1番について説明させていただきます。 請求人の住所、氏名及び土地の表示、申請目的につきましては、事務局の説明どおりでございますので省略させていただきます。 また、現地につきましても、ビデオどおりでございますので省略させていただきます。 申請者より理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。 (理由書朗読) (譲受人について説明) 利用計画といたしましては、駐車場5台分ということでございます。 被害防除でございますが、東側は宅地に一体化するため、土留め等の設置はいたしません。南側も、宅地に隣接しており設置いたしません。西側は、農地に隣接しており、既設の簡易土留めということでございます。北側は、雑種地に隣接しており、既設のコンクリートブロックがございます。 以上で、説明を終了させていただきます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 ただいま議案第2号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

	【挙手なし】			
議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第２号１番に賛成の方は挙手をお願いいたします。			
	【全員挙手】			
議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。			
	<table><tr><td>1 番</td><td>中古車置場用地</td><td>(全員賛成)</td></tr></table>	1 番	中古車置場用地	(全員賛成)
1 番	中古車置場用地	(全員賛成)		
議長	続きまして、議案第２号２番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。			
事務局	議案第２号２番について、ご説明申し上げます。 申請人、住所・氏名「〇〇・〇〇」、土地の表示「半田〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請目的「居宅用地」でございます。 申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね１０ha未満であるため、第２種農地であると判断されます。 以上です。			
議長	ありがとうございます。 この案件は戸邊代理の担当でございます。戸邊代理に内容説明をお願いいたします。			
戸邊 会長職務代理	それでは、議案第２号２番についての説明をさせていただきます。 申請人の住所及び土地の表示、申請目的につきましては、事務局の説明どおりでありますので省略させていただきます。また、現地につきましても、ビデオどおりでございますので省略させていただきます。 (申請人・利用計画について説明) ここで理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。 (理由書朗読)			

隣地の同意は必要ございません。

被害防除といたしましては、北側は、自分の畑、一部住宅に隣接しています。こちらは、新設コンクリートブロック4段積み、東側は、自分の住宅に隣接し、新設コンクリートブロック3段積み、南側は、法定外道路に隣接し、新設コンクリートブロック3段積み、西側は、自分の農地に隣接し、新設コンクリートブロック1段積みということでございます。出入口の通路の東側はコンクリートブロック4段積み、西側はレベルフラットです。西側に住宅の建築予定があり、これは議案3号の3の住宅が隣接します。

(資金計画について説明)

誓約書もございます。

農地区分は、第2種農地ということでございます。

以上で説明を終わります。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号2番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号2番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

2番 居宅用地	(全員賛成)
---------	--------

議長

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。

それでは、議案第3号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第3号1番について、ご説明申し上げます。

譲受人、住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人、住所・氏名「〇〇・〇〇」、

権利種類「賃貸借」、土地の表示「大広戸〇〇番」、地目「田」、外4筆、合計面積「〇〇㎡」、申請目的「中古車展示場用地」でございます。

申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は大久保委員の担当でございます。大久保委員に内容説明をお願いします。

大久保委員

それでは、ただいまから議案第3号1番の説明をさせていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては、先ほど事務局の説明どおりですので省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオどおりですので省略いたします。

(譲受人について説明)

(理由書朗読)

本社から申請地までの距離は約11km、車で30分とのことです。

利用計画としまして、従業員車両5台分、販売用中古車車両53台分、トレーラーハウス1台分となっております。

隣地の同意は頂いております。

続きまして、被害防除ですが、北側は、道路に隣接し新設ブロック3段積み、東側は、道路に隣接し出入口以外新設ブロック2段積み、南側は、水路に隣接し新設ブロック5段積み、西側は、農地に隣接し新設ブロック5段積み、場内はアスファルト舗装で出入口に停止線、アイドリングストップ看板2か所設置、会社看板設置しております。雨水処理は、南東側に集水ますを設置し、オーバーフロー分を南側水路に放流し、出入口の道路境界にグレーチングと収集ますを設置し、東側道路側溝へ放流します。

以上が被害防除の説明です。

その他でございますが、誓約書を頂いております。

農地区分は第2種農地で、また造成にかかる費用ですが、自己資金で対応するとのこと。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

	【挙手なし】		
議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第3号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。		
	【全員挙手】		
議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。		
	<table border="1"> <tr> <td>1番 中古車展示場用地</td><td>(全員賛成)</td></tr> </table>	1番 中古車展示場用地	(全員賛成)
1番 中古車展示場用地	(全員賛成)		
議長	続きまして、議案第3号2番について、事務局より議案の朗読をお願いいたします。		
事務局	議案第3号2番についてご説明差し上げます。 譲受人、住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人、住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「彦成三丁目〇〇番」、地目「田」、外2筆、合計面積「〇〇㎡」、申請目的「中古車置場用地」でございます。 申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。 会長、以上でございます。		
議長	ありがとうございます。 この案件は染谷委員の担当でございます。染谷委員に内容説明をお願いいたします。		
染谷委員	ただいまから議案第3号2番の説明をいたします。 申請人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要は、先ほど事務局の説明どおりでありますので省略いたします。また、現地の説明につきましても、ビデオのとおりでございますので省略いたします。 (譲受人について説明) 申請内容が、転用目的が中古車置場用地で、申請理由は、理由書が提出されておりますので読み上げさせていただきます。 (理由書朗読)		

続きまして、本社から申請地までは3km、車で五、六分でございます。
利用計画は、会社所有の販売用中古車60台分の駐車場です。
隣地の同意はございます。

続きまして、被害防除ですが、北側は、水路に隣接し新設コンブロ4段積み、東側は、雑種地に隣接し新設コンブロ3段積み、南側は、水路、道路に隣接し出入口以外は新設コンブロ2段積み、西側は、農地に隣接し新設コンブロ3段積み、全面とも出入口以外はコンブロの高さを1m25cmとし、その上に高さ1mのフェンスを設置します。場内全面アスファルト舗装で、出入口は南側に2か所あり、停止線、アイドリングストップ看板3枚、会社看板を設置しております。北側に集水ますを設置し、オーバーフロー分は集水ますから北側水路に放流いたします。

なお、出入口は水路をまたぎ床版を設置しますが、水路占用許可は取得済みです。

以上が被害防除の説明です。

その他でございますが、誓約書を頂いております。

(資金計画について説明)

また、農地区分は第2種農地です。

以上で説明を終わります。特段問題はないかと思いますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号2番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号2番に賛成の方の挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

2番 中古車置場用地	(全員賛成)
------------	--------

議長	続きまして、議案第3号3番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。
事務局	議案第3号3番について、ご説明差し上げます。 譲受人、住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人、住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「半田〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請目的「居宅用地」でございます。議案第2号2番でご説明差し上げた隣接用地でございます。 申請地の農地は、市街化が見込まれる区域内にある農地であり、この規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。 会長、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございます。 この案件は戸邊代理の担当でございます。戸邊代理に内容説明をお願いいたします。
戸邊 会長職務代理	それでは、議案第3号3番についての説明をさせていただきます。 権利種類、土地の表示、申請目的につきましては、事務局の説明どおりでございますので省略させていただきます。また、現地につきましても、ビデオどおりでございますので省略させていただきます。 (譲受人について説明) 理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。 (理由書朗読) 被害防除といたしましては、北側は、譲渡人の田と隣接し新設コンクリートブロック4段積み、東側は、譲渡人の田と隣接し新設ブロック1段積み、南側は、法定外道路に隣接し新設コンクリートブロック3段積み、西側は、法定外道路に隣接し新設コンクリートブロック3段積みでございます。排水は、合併処理浄化槽を出て北側の水路に放流いたします。 隣地の同意につきましては、隣接面全て譲渡人の農地のため、必要ございません。 誓約書は提出されています。 農地区分は第2種農地。 (資金計画について説明)

議長

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどお願いいたします。

ありがとうございます。

ただいま議案第3号3番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号3番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

3番 居宅用地 (全員賛成)

議長

ここで暫時休憩といたします。

開会時間、2時40分をお願いいたします。

【10分暫時休憩】

議長

それでは、再開をいたします。

議長

続きまして、議案第3号4番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第3号4番について、ご説明申し上げます。

譲受人、住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人、住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「幸房〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請目的「駐車場用地」でございます。

申請地の農地区分は、市街化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模はおおむね10ha未満のため、第2種農地であると判断されます。

よろしく申し上げます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

石井委員

この案件は石井委員の担当でございます。石井委員に内容説明お願いいたします。

それでは、議案第3号4番について説明をさせていただきます。

申請人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要は、事務局の説明どおりでございますので省略いたします。また、現地につきましても、ビデオどおりでございますので省略いたします。

(譲受人について説明)

申請内容ですが、転用目的が駐車場で、理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

続きまして、東京営業所から申請地までは17.6km、車で約35分です。利用計画は、会社所有の冷蔵冷凍車5台分の駐車場及び従業員の車両5台分の駐車スペースです。

隣接農地の所有者は譲渡人となりますので、隣地の同意は不要です。

次に、被害防除ですが、北側は、水路に隣接し新設コンブロ4段積み、東側は、農地に隣接し新設コンブロ2段積み、南側は、道路に隣接し出入口以外は新設コンブロ2段積み、西側は宅地に隣接し新設コンブロ2段積み、出入口以外に単管パイプで高さ1.2mの柵を造ります。出入口はアスファルト舗装、幅8m、奥行き4m、停止線、アイドリングストップ看板、会社看板があり、場内は砂利敷で、雨水は自然浸透です。

以上が被害防除となります。

その他でございますが、誓約書を頂いております。

(資金計画について説明)

農地区分は第2種農地です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号4番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

島根幸一委員。

島根幸一委員

(挙手により質問)

5台分の車の駐車ということですが、冷凍車はどのぐらいの大きさでしょう

	か。
議長	担当委員から分かりますか。
石井委員	分かりません。
議長	はい。 では、事務局お願いします。
事務局	そこは、あくまでも駐車場に書かれている枠内に収まる範囲としか確認しておりません。
島根幸一委員	メーター数を教えてください。。
事務局	駐車場の枠が9 m掛ける3 mとなっています。
島根幸一委員	分かりました。
議長	ほかにございますか。 どうぞ。
島根幸一委員	(挙手により質問) ちなみにですけれども、この地主さんは、去年か一昨年に、田をよくする というので畑にすると云った方かと思いますが、間違いないですか。農業委員会 に上がっていると方だと思いますが。
事務局	土地改良で田から畑へ、埋立てを申請されている方です。
島根幸一委員	分かりました。 ありがとうございます。
議長	他にございますか。
	【挙手なし】
議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第3号4番に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	【全員挙手】

議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。
	4 番 駐車場用地 (全員賛成)
議長	続きまして、議案第3号5番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。
事務局	議案第3号5番について、ご説明申し上げます。 譲受人、住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人、住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「彦成五丁目〇〇番」、地目「田」、外1筆、面積合計「〇〇㎡」、申請目的「駐車場用地・資材置場等」でございます。 申請地の農地は、市街化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。 以上です。
議長	ありがとうございます。 この案件は大久保委員の担当でございます。大久保委員に内容説明をお願いいたします。
大久保委員	それでは、ただいまから議案第3号5番について説明をさせていただきます。 譲受人、譲渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては、先ほど事務局の説明どおりですので省略させていただきます。また、現地の説明についても、ビデオどおりですので省略いたします。 (譲受人について説明) 申請内容ですが、転用目的が駐車場用地、資材置場、ストックヤードで、申請理由としまして、理由書が提出されておりますので読み上げさせていただきます。 (理由書朗読) 続きまして、本社から申請地までの距離は15km、車で約40分ということです。 利用計画としましては、ダンプ3台、油圧ショベル1台、従業員用車両3台、発生土置場ということになっております。

	隣地の同意は必要ないとのこと。 被害防除ですが、北側は、水路に隣接しH鋼コンクリート板柵土留めプラス鋼板高さ3m、東側は、資材置場に隣接しコンブロ3段積みプラス鋼板高さ3m、南側は、公衆用道路に隣接し出入口以外コンブロ3段積みプラス鋼板高さ3m、西側は、公用道路に隣接しコンブロ3段積みプラス鋼板高さ3m、南西角に横断歩道安全確保のため隅切り対応があり、隅切り部分は鋼板高さ3mのみで施工されます。出入口は、幅8m、奥行き3mのコンクリート打ち、ここに停止線、出入口に門型ゲート高さ4mを設置、敷地内南半分は鉄板敷、北半分は土とのこと。北東に集水ますを設置し、オーバーフロー分を北側水路に放流します。アイドリングストップ看板、会社看板を設置、北側水路際にコンクリート打設10cmとなっております。 以上が被害防除の説明です。 誓約書を頂いております。 農地区分は第2種農地です。 (資金計画について説明) 以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 ただいま議案第3号5番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。 宮田委員。
宮田委員	(挙手により質問) ここで出ている資材というのは、産廃から土砂ということでよろしいですか。
議長	では、もう一度説明をお願いします。
大久保委員	もう一回お願いします。
議長	宮田委員。
宮田委員	申請目的として資材置場となっておりますが、この資材というのは搬入されてきた土砂ということでよろしいですか。
大久保委員	はい。理由書に書いているとおり、現場の発生土だと思います。
宮田委員	直接要件には該当しないと思いますが、この近隣というのは住宅はあるので

	しょうか。その辺が気になります。
大久保委員	東側は、〇〇という会社です。距離としても、メーター数でいうと30から40ぐらいあります。その先は農家になります。南側は、道路を挟んで田です。その50m先に家があります。斜めの方は貸し農園になっており、50m以内には家はありません。北側には工場があります。
宮田委員	ありがとうございます。
議長	ほかにございますか。 鈴木委員。
鈴木委員	(挙手により質問) これ土砂ということですが、何mまで盛るもしくは、積み上げることができるのか教えてください。
事務局	これは事務局から申し上げます。
議長	はい。
事務局	こちらについては盛土規制法の対象になっており、越谷県土整備事務所に3mまでで許可申請を出しているところですので、許可見込みということになっております。
鈴木委員	もし3mを超えて非常に高い山にされた場合は、どこで規制されますか。
事務局	基本的には盛土条例のことなので、越谷県土整備事務所です。
鈴木委員	そちらで監視してもらえるということですか。
事務局	常時監視ではないですが、そこで何か崩れた等の苦情が出た場合、市の場合ですとクリーンライフ課にいき、そこから越谷県土整備事務所と連携することになるかと思います。
鈴木委員	分かりました。
議長	大丈夫でしょうか。
鈴木委員	はい。

議長	ほかにございますか。 【挙手なし】
議長	それでは、質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第3号5番に賛成の方は挙手をお願いいたします。 【全員挙手】
議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。
	5番 駐車場用地・資材置場 (全員賛成)
議長	続きまして、議案第3号6番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。
事務局	議案第3号6番について、ご説明差し上げます。譲受人、住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人、住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「使用貸借」、土地の表示「彦成五丁目〇〇番」、地目「田」、外1筆、面積合計「〇〇㎡」、申請目的「住宅用地」でございます。 申請地の農地区分は、市街化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。 以上です。
議長	ありがとうございます。 この案件は大久保委員の担当でございます。大久保委員に内容説明をお願いします。
大久保委員	それでは、ただいまから議案第3号6番の説明をさせていただきます。 譲受人及び譲渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要の説明につきましては、先ほど事務局の説明どおりですので省略させていただきます。現地の説明についても、ビデオのとおりですので省略いたします。 (譲受人・利用計画について説明) 隣地の同意はございます。 続きまして、被害防除ですが、東側は、農地と隣接し既設土留め、南側は、

譲渡人の所有の農地と隣接し、新設ブロック 1 段積み、西側は、宅地と隣接し、既設ブロック土留め、北側は、水路と隣接し、新設ブロック 2 段積みとなっております。汚水は、浄化槽 7 人槽で処理後、北側水路へ放流します。

以上が被害防除の説明です。

その他でございますが、誓約書を頂いております。

農地区分は第 2 種農地。

(資金計画について説明)

最後に、理由書が提出されておりますので読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第 3 号 6 番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第 3 号 6 番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

6 番 住宅用地	(全員賛成)
----------	--------

議長

続きまして、議案第 4 号「生産緑地の取得のあっせんについて」を上程いたします。

それでは、議案第 4 号 1 番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第 4 号についてご説明をいたします。

本日お配りした議案第 4 号 1 番の資料をご覧ください。

生産緑地の取得のあっせんについてでございます。三郷市長より、生産緑地の取得のあっせんについて農業委員会にご依頼がありました。それを受け、農業委員会としてのあっせんの依頼となります。

この案件につきましては、生産緑地の指定から30年が経過したものとなっています。

あっせんの対象者でございますが、近隣農家組合長さんへあっせんの案内文書を送付したいと考えております。

面積、買取り希望価格は記載のとおりとなっております。

総会で承認いただきましたら、農家組合長さんへあっせんさせていただき、結果につきましては、来月の総会でご報告させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第4号1番の説明が終わりました。これにつきまして、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第4号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【挙手全員】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

議長

続きまして、その他に移らせていただきます。

まず、1番といたしまして、審議会、協議会の報告について、ございましたら挙手にてお願いしたいと思います。

【挙手なし】

議長

ないようですので、事務局からの連絡事項をお願いいたします

事務局次長

では、事務局から連絡事項を申し上げます。

(改選に伴う農業委員、農地利用適正化推進委員の任命式、臨時総会について)

	(退任委員の事務引継ぎについて)
	事務局からの連絡事項は以上です。よろしくお願いします。
議長	ありがとうございます。 続きまして、農業振興課からの連絡事項がございましたらお願いします。
事務局	では、農業振興課からの連絡事項について報告させていただきます。 (生き生き農業体験について) (農の社会科見学について) (三郷ジューシーあすばら意見交換会について) (農業祭運営委員会について) 以上となります。
議長	ありがとうございます。 それでは、報告と1点補足いたします。 まずは、報告事項です。 (全国農業新聞と農業者年金の加入について) 続きまして、補足事項です。 (農地利用最適化推進委員の候補者選考委員会結果について) 以上で、本日の総会の審議は全て終了となりました。 ここで、このたびの改選におきまして、今回退任される委員の方から一言ご挨拶をいただければと思います。毎選行っておりますので、よろしくお願いいたします。
退任委員	議席順にご挨拶をお願いしたいと思います。 (順次退任委員の挨拶)
議長	ありがとうございました。 退任される方も、今後三郷市の農政のため、今後ともご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは、以上をもちまして閉会とさせていただきます。

戸邊
会長職務代理

閉会後に役員会を開催いたしますので、地区世話人の方、推進委員代表の方は残っていただくようお願いいたします。

それでは、閉会に当たり、戸邊代理から閉会のご挨拶をお願いいたします。

長時間にわたりまして、慎重なるご審議ありがとうございました。

今月の総会では、農地法3条が1件、4条が2件及び同じく5条が6件許可相当となりました。また、生産緑地のあっせんについてが承認になりました。審議の内容を確認するとともに、円滑なる総会運営にご協力いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、ご挨拶とさせていただきます。

皆様、お疲れさまでした。（拍手）